

世界に開かれた「国際金融センター」の実現

2022. 4

はじめに – 世界に開かれた「国際金融センター」の実現

今ある日本の強み

- 安定した政治、良好な治安・生活環境
- 大きな実体経済、豊富な個人金融資産

日本政府としての取り組み

- 金融庁として規制面で利便性向上
- 省庁横断で税制面や生活面にも対応

人材・企業・資金を呼び込み国際金融センターを目指す



観光に続き、ビジネスを行う場としても魅力的な国家へ

(総括) 政府としての取り組みのまとめ

省庁・関係機関に横ぐしを刺す総合パッケージ

- 1) 税
 - ✓ 法人税・相続税・所得税についての改正・明確化

- 2) 金融規制
 - ✓ 新規に日本に参入する海外資産運用会社等からの事前相談・登録手続・監督に関する英語かつワンストップでの対応
 - ✓ 海外資産運用会社向けの簡素な参入手続(届出制度)の創設

- 3) 在留資格
 - ✓ 在留資格「短期滞在」で日本入国後、本国に一度帰国して在留資格を切り替えることなく、日本でのビジネスを開始可能に
 - ✓ 高度外国人材に対する家事使用人の雇用要件の緩和、配偶者の就労についての利便性向上

- 4) 創業・生活支援
 - ✓ 創業支援に加え、教育、医療、住居等の生活面の情報提供や相談もカバーするワンストップサポート

- 5) 情報発信
 - ✓ 国際金融センター専用ウェブサイト、金融庁公式LinkedInアカウントや在外公館を通じた情報発信・誘致の強化

1) 税制面の対応

税制面でのボトルネックの除去

	現状	対応
法人税 運用会社に課税	30% 役員の業績連動報酬 上場会社：損金算入可能 非上場会社：損金算入不可	投資運用業を主業とする非上場の非同族会社等 について、業績連動給与の算定方法等を金融庁のウェブサイトへ掲載する等の場合には、 損金算入を認める。 (2021年11月22日施行) https://www.fsa.go.jp/policy/financialcenter/tax/businessreport.html
相続税 ファンドマネージャー等の相続人に課税	0~55% 10年超居住…全世界財産 10年以下居住…国内財産のみ	勤労等のために日本に居住する外国人について、居住期間にかかわらず、 国外財産を相続税の課税対象外とする。 (2021年4月1日施行)
所得税 ファンドマネージャー等の個人に課税	0~55% ファンドマネージャーのファンド持分に対して運用成果を反映して分配される利益 → <u>金融所得にあたるかが不明確</u>	利益の配分に経済的合理性がある場合等においては、総合課税（累進税率、最高55%）の対象ではなく、「株式譲渡益等」として 分離課税（一律20%） の対象となることを 明確化 する。 (2021年4月1日公表) https://www.fsa.go.jp/news/r2/sonota/20210401/01.pdf

2) 金融規制面の対応①

① 新規海外運用会社等への英語対応

現状

- 日本への参入を検討する海外の資産運用会社に対する事前相談対応、登録審査、監督を行う場が、金融庁と財務局で分かれている
- 提出書類や議論を日本語で行う必要があるため、海外事業者の規制対応コストが高い

対応

金融庁・財務局が「拠点開設サポートオフィス」を設置
(2021年1月12日)

→**事前相談、登録審査、監督等を英語によりワンストップで対応**

※ 併せて、金融行政の英語化を推進 (2021年4月にはAIを用いた音声・テキスト翻訳サービスを金融庁に導入、2022年3月には金融分野の翻訳に特化した翻訳エンジンを実装)

2) 金融規制面の対応②

② 規制面でのボトルネックの除去

現状

海外のプロ投資家を顧客とする資産運用業者であっても、日本で資産運用業を行うには、原則として「登録」が必要であり、さらに海外で業務実績がある場合でも、登録手続には一定の時間を要する

対応

以下について、簡素な手続き（届出）による参入制度を創設

- ① 海外当局による許認可を受け、海外の顧客資金の運用実績がある資産運用業者（海外の資金のみ運用）（5年間の時限措置）
- ② 主として海外のプロ投資家を顧客とするファンドの資産運用業者

（注）2021年11月22日施行

3) 在留資格での対応

在留資格関連の利便性向上

(注) ○はいずれも資産運用業者等に対する特例

高度人材について

- 様々な優遇措置を受けられる「高度専門職」の在留資格を得るために必要なポイントに、**投資運用業者等向けのポイント項目（10点加算）**を追加
- 上記「高度専門職」の在留資格を得る場合、**優先処理（10日以内を目処）**の対象となる

家事使用人について

- **投資運用業等に従事する**高度人材について、
 - **13歳未満の子供がいる等の家庭事情がなくても**家事使用人を雇用することが可能に
 - 世帯年収が3,000万円以上である場合に雇用可能な家事使用人の人数を**1名→2名**に増加

「短期滞在」の在留資格に係る特例措置について

- 起業準備のため在留資格「短期滞在」で入国した場合でも、一定の要件を満たせば（※1）、事業開始前に日本から**出国することなく「短期滞在」の在留資格から直接「高度専門職」、「経営・管理」等への変更が可能に**

（※1）「短期滞在」で在留中に投資運用業等の登録を受けたこと 等

配偶者について

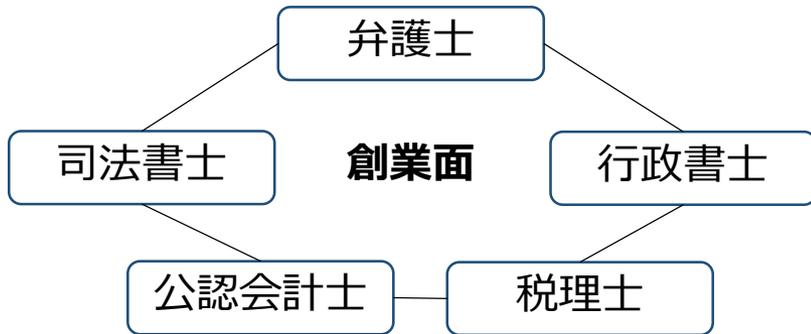
- 高度人材の配偶者は一定の要件（※2）を満たせば**就労資格を取得することなくフルタイムでの就労が可能**
- 上記についても、**優先処理（10日以内を目処）**の対象となる

（※2）高度人材本人と同居し、日本人と同等額以上の報酬を受けて「技術・人文知識・国際業務」等に該当する活動を行うこと

4) 創業・生活支援での対応①

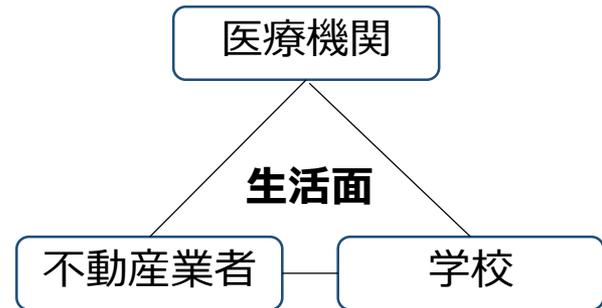
金融創業支援

- ・ 法人設立
- ・ 在留資格取得
- ・ 金融ライセンス取得 等



生活支援

- ・ 医療
- ・ 住居
- ・ インターナショナルスクール 等



民間事業者による支援

日本拠点開設を検討する外国人・海外金融事業者に、**無料かつワンストップ**で支援するモデル事業を実施

政府による支援

拠点開設サポートオフィス (p5) の機能を拡充し、金融ライセンスの事前相談のみならず、生活立上げに関する情報提供・相談も行う (自治体や外国在留支援センター等とも連携)

4) 創業・生活支援での対応②

金融創業支援ネットワーク

事業の目的

- 日本で拠点開設をする海外金融事業者に創業面や生活面も含めて、無料かつワンストップで支援を行う
- 支援対象の事業者からのフィードバックを今後の施策に生かすことが目的

対象者

国外から新規に日本に参入する資産運用会社等
(※新たに日本で以下の業を行おうとする者)

- 投資運用業
- 投資助言・代理業
- 運用業務に関連する第二種金融商品取引業
- プロ投資家を顧客とし、外国証券等の一定の有価証券のみを取り扱う第一種金融商品取引業
- 届出制度を利用する以下の業：
 - ①主として海外のプロ投資家を顧客とする投資運用業
 - ②海外当局による許認可を受けた海外顧客資産の運用実績がある投資運用業



注：右側の薄い青字の項目が費用支援のある業務

※ 事業実施期間：2023年3月31日まで（予算の執行状況によっては期間前に終了の可能性あり）

5) 情報発信での対応

情報発信の強化

金融庁において、海外からの資産運用業者等を誘致するための専用ウェブサイト・LinkedInアカウントを設立、情報発信を強化

専用ウェブサイト :



LinkedInアカウント :



問い合わせ先

拠点開設サポートオフィス

marketentry@fsa.go.jp

<https://www.fsa.go.jp/policy/marketentry/index.html>

免責事項

本資料は、暫定的な議論の状況を金融庁が整理したものです。個別の制度等については、各法令やガイダンスをご参照ください。

本資料に記載されている情報は、今後、法令改正並びに予算の作成及び執行によって変更が生じる可能性があります。今後、新規の事象が生じた場合であっても、金融庁は本資料に含まれる情報等について、更新・修正等の義務を負うものではありません。

本資料に含まれる情報については、慎重を期していますが、その正確性、完全性、有用性その他の一切の事項を保証するものではなく、その利用に関して、金融庁は何らの義務及び責任を負いません。

本資料に含まれている情報は全て、情報提供のみを目的として提供されているものであり、投資活動の勧誘や特定の銘柄への投資の推奨等を目的としたものではありません。